

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日
のときは、翌日)

目 次

◇ 告 示 被爆者一般疾病医療機関の指定

国定公園の公園事業の一部決定

種畜証明書の交付

土地改良事業の認可申請の適否の決定

土地改良事業の認可(二件)

昭和六十一年度地籍調査事業計画の決定

保安林の指定の解除

保安林の指定の解除予定

漁船損害等補償法による漁船の普通損害保険付保義務の
同意

◇ 公 告 調理師試験の実施

林業改良指導員資格試験の実施

告 示

鳥取県告示第五百八十一号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十三年厚生省令第八号)第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和六十一年七月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
イッシン薬局	米子市富士見町二丁目一二七	昭和六十一年六月二十四日

鳥取県告示第五百八十二号

自然公園法(昭和三十三年法律第六十一号)第十二条第三項の規定に基づき、氷ノ山後山那岐山国定公園の公園事業の一部を決定したので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、鳥取県衛生環境部自然保護課及び智頭町役場に備え付けて縦覧に供する。

昭和六十一年七月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業の種類 路線名 区 間
 道路(歩道) 那岐山登山線 起点 八頭郡智頭町(河津原・国定公園境
 界)
 終点 八頭郡智頭町(河津原・歩道合流点)

鳥取県告示第五百八十三号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八条第一項の規定に
 基づき、同法第四条第一項本文の種畜証明書を次のとおり交付した旨の通
 報を受けたので、同法第八条第二項の規定により告示する。

昭和六十一年七月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

種畜証明 書番 号	名 前	品 種	生年月日	産 地	血 統		級 別	飼養者の住所又は所在地 及び氏名又は名称
					父	母		
昭61鳥取県 第1号	バイキングリア ジェネティック 83-1972	デュロック 種	58・10・28	東伯郡北条町	バイキング ジェネティック 1-6	リアロン トリケ 82-56	2級	東伯郡東伯町 東伯町農業協同組合
第2号	バイキング クラフト 83-1514	"	58・9・10	"	バイキング ジェネティック 1-6	ゼンノー ラフチヤム 1-1111	"	"
第3号	山 平	黒毛和種	60・2・19	倉吉市	国 気 高	たみやまがみ	"	倉吉市 倉吉市有限会社西日本産業
第4号	花 栄	"	58・7・28	西伯郡西伯町	第12栄光	つがわ	"	"
第5号	花藤氣高	"	55・12・5	東伯郡関金町	気高富士	たみやまがみ	1級	"

第6号	第3気高富士	"	58・2・13	"	"	"	みほ	2級	"
第7号	郷花富士	"	56・1・26	倉吉市	"	"	ますおまさ	"	"
第8号	第5気高富士	"	57・6・28	"	"	"	こちくさ	1級	"
第9号	杀气高	"	56・5・12	八頭郡智頭町	第7糸桜	"	第7むらちか	2級	"
第10号	平気高	"	55・10・22	気高郡気高町	高正	"	第8にしまつ	"	"
第11号	第2国気高	"	58・6・10	倉吉市	国気高	"	みき28	"	"
第12号	花牧2	"	57・2・23	鹿兒鳥県	忠福	"	みふく7	1級	東伯郡赤碓町 農林水産省鳥取種畜牧場
第13号	高隅1	"	57・2・24	"	奥高	"	まつきん8	"	"
第14号	黄金友22	"	57・3・21	東伯郡赤碓町	気高富士	"	さきあお19	"	"
第15号	薩粒22	"	57・10・25	"	第3吉岡	"	ふさのしも11	"	"
第16号	薩宿22	"	57・10・27	"	"	"	さちおとしげ18	"	"
第17号	薩洋22	"	57・10・29	"	"	"	ひろふく2	"	"
第18号	杉山23	"	58・2・18	"	福興2	"	にいやまさき5	"	"
第19号	薩愛3	"	58・3・25	鹿兒鳥県	第3吉岡	"	はやふく2	"	"
第20号	杉込23	"	"	東伯郡赤碓町	福興2	"	ひらかね21	"	"
第21号	発牧23	"	58・10・31	"	栄松6	"	むつみひで21	2級	"

第22号	杉 蕙 4	〃	58・11・5	鹿児島県	福 奥 2	とみきん 4	1級	〃	〃
第23号	杉 恵 8	〃	〃	〃	〃	はやとよ14	〃	〃	〃
第24号	嵐 友 24	〃	59・3・8	東伯郡赤碓町	糸 美	さきあお19	〃	〃	〃
第25号	藤 望 4	〃	59・3・9	鹿児島県	第2金水	おふく 4	〃	〃	〃
第26号	柄 追 24	〃	59・4・2	東伯郡赤碓町	雲 清 18	はやかね21	〃	〃	〃
第27号	高 茂	〃	49・7・12	八頭郡智頭町	北 気 高	やすこ	特級	東伯郡赤碓町 鳥取県畜産試験場	
第28号	城 桜	〃	51・5・19	東伯郡赤碓町	但 馬	ふさよしはな10	〃	〃	〃
第29号	豊 光	〃	52・5・9	日野郡日南町	第8裕豊	すぎ 1	〃	〃	〃
第30号	好 桜	〃	53・11・14	気高郡鹿野町	城 桜	第1ひらよし	〃	〃	〃
第31号	糸 北 鶴	〃	55・8・2	倉吉市	第7糸桜	にしづる	1級	〃	〃
第32号	富 士 豊	〃	55・9・1	日野郡日南町	気高富士	あきすえ 1	〃	〃	〃
第33号	福 栄	〃	55・9・3	西伯郡西伯町	福 金 波	第3みやくら	〃	〃	〃
第34号	国 平 茂	〃	56・4・7	八頭郡智頭町	北 気 高	ぜんきよう 1	〃	〃	〃
第35号	福 吉	〃	56・11・25	米子市	福 金 波	さかえ 3	〃	〃	〃
第36号	茂 桜	〃	57・3・10	八頭郡智頭町	高 茂	ぜんきよう 1	〃	〃	〃
第37号	福 豊	〃	57・4・15	米子市	城 桜	第9ゆたか	〃	〃	〃

第38号	富士森	〃	57・10・30	日野郡日南町	気高富士	やえ25	〃	〃
第39号	晴茂	〃	58・3・22	〃	高茂	よしひめ	〃	〃
第40号	豊松	〃	58・6・1	倉吉市	豊光	いりざわ	〃	〃
第41号	高久	〃	58・10・10	日野郡日南町	気高富士	たかみどり	〃	〃
第42号	北茂	〃	59・2・2	岩美郡岩美町	高茂	第3こがね	〃	〃
第43号	糸平茂	〃	〃	八頭郡智頭町	糸北鶴	ひらしげよし	〃	〃
第44号	花気高	〃	59・5・12	東伯郡東伯町	気高富士	みやさか	〃	〃
第45号	糸美裕	〃	59・8・1	八頭郡船岡町	糸美	第11たにふじ	〃	〃
第46号	富士栄光	〃	59・10・28	西伯郡西伯町	気高富士	第3みやくら	〃	〃
第47号	茂高	〃	60・1・16	気高郡鹿野町	高茂	ふじひでこ	〃	〃
第48号	栄	〃	60・2・5	日野郡日南町	気高富士	はるみ	〃	〃
第49号	国栄	〃	60・4・5	八頭郡智頭町	国平茂	ちづさかえ	〃	〃
第50号	フランクソング ロイヤルホーク	ホルスタイン種	51・4・17	カナダ	フランクソング フレイム	フランクソング アイデアル ホーク	〃	〃
第51号	ラントラソング チェンリユーク	〃	54・3・31	アメリカ	ポニーランド フレイム	ラントラソング ラッキース	〃	〃
第52号	城茂	黒毛和種	55・2・5	八頭郡船岡町	城桜	第15ありひらしげ	〃	〃
第53号	55ピリア レンジャー 1-3	ラントラ ス種	58・3・19	西伯郡西伯町	フランクソング フレイム コクイ 5-1	91ピリア ラントラ レンジャー 4-8	2級	西伯郡西伯町 鳥取県中小家畜試験場

第54号	クニモンスター テララ 82-6065	大ヨークシ ヤ一種	57・2・19	茨城県	クニモンスター モーリ 79-6190	クニモツクス テララ 80-7127	"	"	"
第55号	4キヤツシートヨ 1-3	ランボレー ス種	58・3・13	西伯郡西伯町	65キヤジ カレルアルキ ナカニシ 3-1	テアリヌビク サケストヨ 5-599	"	"	"
第56号	19チーツアルペン ブルキソグ 5-6	大ヨークシ ヤ一種	57・6・16	"	チーツアルペン 21	ミクス79 スアラキソグ 5-1	"	"	"
第57号	55レツトクオールド ロージ 2-8	デユロツク 種	57・8・10	"	ロッド 81-53	62ウキマルド ランアスロー ジ 9-1	1級	"	"
第58号	12ボソバ ソグサソグ 12-7	大ヨークシ ヤ一種	58・7・17	"	ミクス180 ボソバ 9-5	ツクノソグ ヤトシ 2-4	"	"	"
第59号	ハエラス トソク 84-188	"	59・5・15	大分県	ハエラス トソク 83-17	ハエラス トソク 83-261	2級	"	"
第60号	ハエラス トソク 84-249	"	59・6・27	"	"	クイ ンセ ンター 83-508	"	"	"
第61号	クニモンスター ソバ 85-6003	"	60・2・25	茨城県	クニモンスター スキッパ 81-6165	クニカ ストナ ソバ 83-7294	"	"	"
第62号	クニカ ストナ スキッパ 85-6008	"	"	"	クニカ ストナ チヤレン ジヤ 82-6334	クニカ ストナ スキッパ 83-7332	"	"	"
第63号	イワ 85-4706 -4504-5626	"	60・3・7	岩手県	イワ 84-3529 -3676-4706	イワ 84-3559 -3521-4504	"	"	"
第64号	イワ 85-4180 -4155-5192	"	60・3・16	"	イワ 84-3267 -3230-4180	イワ 84-3248 -3172-4155	"	"	"
第65号	ジャ リ ン バ ン ソ ク 4-7	ハソグ ソヤ 一種	55・5・1	神奈川県	ジャ リ ン バ ン ソ ク 2-2	ジャ リ ン バ ン ソ ク 3-3	"	"	"
第66号	ラ ツ シ ム チ ヤ ム 83-71	デユロツク 種	58・4・8	東伯郡北条町	ゼソ ノ 3015 3-1494	ラ イ ロ ソ グ 82-57	1級	"	"
第67号	エ ビ ン バ ン ソ ク 85-3244	"	60・2・27	"	ゼソ ノ 20385 4-1625	ト ツ テ ラ ソ グ 84-2977	2級	"	"
第68号	ス ベ シ ヤ ル ソ グ 85-893	"	60・7・19	"	ゼソ ノ 2020 3-1642	ロ ソ グ レ ッ ト 80-1892	"	"	"
第69号	国北秀	黒毛和種	60・4・5	八頭郡曾根町	北気高	第7むらちか	1級	西伯郡西伯町	恩田一秀

第70号	第2藤船	"	57・9・23	西伯郡西伯町	安 波	ふなば2の6	2級	西伯郡西伯町 安部貞紀
第71号	森 安	"	58・10・3	日野郡日南町	森 気 高	第18やすみ	"	" "
第72号	板 栄	"	59・12・10	西伯郡西伯町	第8船英	けだかさかえ	"	" "
第73号	伯耆土井	"	56・2・10	" 大山町	伯耆土井	にしむらどい	"	" "
第74号	福蓄土井	"	54・5・30	" 西伯町	"	ふなひめ	"	" "
第75号	伯耆土井	"	51・9・1	" "	安美土井	たみ3	"	" "
第76号	糸 栄	"	55・12・18	日野郡日南町	第7糸桜	のぶきよ	"	日野郡日野町 大下 宏
第77号	豊 連	"	57・2・26	" 溝口町	大 豊	きたい2	"	" "
第78号	第55日豊	"	54・10・10	" 江府町	第8裕豊	第2たかみ	"	" "
第79号	大 栄 光	"	56・6・5	西伯郡西伯町	第12栄光	はるよし2	"	" "
第80号	寿 裕	"	59・12・20	日野郡溝口町	寿 高	しばひめ	"	" "
第81号	大 寿	"	59・8・1	" "	大 豊	あらし11	"	" "
第82号	大 豊	"	51・8・1	" "	森 気 高	おく3	1級	" "
第83号	気高富士	"	47・11・26	八頭郡家町	福 気 高	よしひさ	特級	東伯郡赤橋町 鳥取県畜産試験場

鳥取県告示第五百八十四号

鳥取市が行う土地改良事業（団体営農道整備事業賀露地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年七月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年七月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、若桜町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）湯原地区区画整理）を昭和六十一年

六月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年七月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、三朝町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）森地区区画整理）を昭和六十一年六月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年七月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百八十七号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定に基づき、地籍調査に関する県の計画に基づく昭和六十一年度における事業計画を次のとおり定めたので、同法第五項の規定により告示する。

昭和六十一年七月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査者の名称	調査地域	調査期間	調査面積 (平方キロメートル)
佐治村	八頭郡佐治村大字福園、大字中及び大字栃原の各一部	昭和六十二年三月三十一日まで	七・五八
泊村	東伯郡泊村大字園の一部	昭和六十二年三月三十一日まで	四・二
大栄町	東伯郡大栄町大字東園、大字原、大字穂波、大字島及び大字西穂波の各一部	昭和六十二年三月三十一日まで	三・四四
福部村	岩美郡福部村大字湯山の一部	昭和六十二年三月三十一日まで	二・一三
淀江町	西伯郡淀江町大字佐陀の一部	昭和六十二年三月三十一日まで	〇・五七

鳥取県告示第五百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和六十一年七月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除に係る保安林の所在場所
米子市富益町字新開参二六の一（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百八十九号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十一年七月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡若桜町大字落折字ユリノ向ヒ二八八の六（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 三 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百九十号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二

項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第百二十二条第一項の規定による同意があつたものと認めため、同法第百十二条の二第三項の規定により告示する。

昭和六十一年七月一日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

米子加入区 境港加入区

公 告

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条第1項第3号に規定する調理師試験を次のとおり実施する。

昭和61年7月1日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

1 受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかか該当する者で、調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したもの

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者
- (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を

終了した者

- (3) 旧中等学校令（昭和18年勅令第38号）による中等学校の2年の課程を終わった者
- (4) 調理師法施行規則附則第3項各号のいずれか該当する者

2 試験の日時

昭和61年9月25日（木）午前8時50分から正午まで

3 試験の場所

- (1) 鳥取保健所及び郡家保健所管内の受験者
鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
- (2) 倉吉保健所管内の受験者
倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所
- (3) 米子保健所及び根雨保健所管内の受験者
米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所
- (4) 県外に居住する受験者
上記各試験場のうち、受験者の希望する試験場

4 試験科目

- (1) 衛生法規 (2) 公衆衛生学
- (3) 栄養学 (4) 食品学
- (5) 食品衛生学 (6) 調理理論

5 受験手続

- (1) 書類の提出先
ア 県内居住者 住所地を管轄する保健所
イ 県外居住者 受験希望地を管轄する保健所
- (2) 提出書類

ア 受験願書(所定の様式によること。)

イ 最終学校の卒業証明書又は卒業証書の写し
卒業証書の氏名が婚姻その他の理由により現在の氏名と異なっている場合は戸籍謄本又は戸籍抄本を添付すること。

ウ 調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したことを証する書類(所定の様式によること。)

エ 写真(受験願書提出前6月以内に撮影した正面、脱帽、上三分身像でライカ判(縦3.5cm、横2.5cm)のものとし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。)

(3) 受験に関する書類の提出期間
昭和61年8月18日(月)から同月22日(金)まで(郵送の場合は、昭和61年8月22日までの消印のあるものは、有効とする。)

6 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 3,900円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。

7 携行品

筆記用具及び受験票

8 その他

(1) 合格者の発表は、試験後15日以内に受験願書を提出した保健所に合格者の氏名と受験番号を掲示して行う。

なお、合格者には合格証を保健所で交付する。

(2) 提出した書類が虚偽の内容を記載し、又は証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。

(3) 受験の詳細については、住所地为管轄する保健所又は鳥取市東町一丁目220 鳥取県衛生環境部健康対策課(電話0857-26-7195)に問い合わせること。

鳥取県林業改良指導員資格試験条例(昭和33年4月鳥取県条例第11号)第2条の規定により、昭和61年度林業改良指導員資格試験を次のとおり実施する。

昭和61年7月1日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 受験資格

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(同法第69条の2に規定する短期大学(以下「短期大学」という。)を除く。以下「大学」という。)において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者又は昭和62年10月14日までに卒業する見込みの者

(2) 短期大学又は昭和33年農林省告示第125号(森林法施行令に基づき農林水産大臣の指定する試験研究機関及び教育機関を指定する件)による農林水産大臣が指定する教育機関(以下「指定教育機関」という。)において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者で、昭和

61年10月14日までに次のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が2年以上に達するもの

ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の林業に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校（以下「高等学校」という。）その他これと同等以上の教育機関における林業に関する試験研究又は教育

イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における林業に関する技術についての普及又は指導

(3) 高等学校を卒業した者又は大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による検定に合格した者で、卒業又は検定合格後昭和61年10月14日までに、(2)のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が6年以上に達するもの

(4) (1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等又はそれ以上の学歴及び経験を有すると知事が認めた者

なお、(4)の認定を受けようとする者は、5により受験願書を提出する際に併せて受験資格認定申請書を提出すること。

2 試験の日時

筆記試験 昭和61年10月15日（水）9時から

口述試験 昭和61年10月15日（水）13時から

3 試験の場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁第14会議室、第15会議室及び第16会議室

4 試験の方法

(1) 試験は、筆記試験と口述試験に分けて行う。

(2) 筆記試験は、林業改良指導員として必要な林業に関する技術及び知識について、次の項目により行う。

必須項目	林業一般（林業経営、造林、森林保護、森林機能保全、林産、特用林産及び林業機械に関する基礎的知識）普及方法
選択項目	森林保護、森林機能保全、林産、特用林産、林業機械のうち一項目

(3) 口述試験は、社会常識その他林業改良指導員として必要な能力について行う。

5 受験手続

受験者は、次の(1)から(3)までに定めるところにより、受験願書を知事に提出すること。

(1) 受付期間

昭和61年8月1日（金）から8月20日（水）まで（郵送の場合は書留郵送とし、昭和61年8月20日（水）までの消印のあるものは、有効とする。封筒の表面には「願書在中」と朱書すること。）

(2) 提出先

鳥取市東町一丁目220

鳥取県農林水産部造林課

(3) 添付書類

ア 履歴書

イ 1の(1)に該当する者にあつては、大学の卒業証明書又は卒業見込証明書

ウ 1の②に該当する者にあつては、短期大学又は指定教育機関の卒業証明書及び1の②のア又はイの職務に係る勤務先の在職証明書
 エ 1の③に該当する者にあつては、高等学校の卒業証明書又は検定合格証明書及び1の②のア又はイの職務に係る勤務先の在職証明書
 オ 写真(最近6箇月以内に撮影した正面、上半身、無帽のライカ判で、無台紙のものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を自署すると。)

6 受験願書等の交付

受験願書(履歴書及び受験資格認定申請書を含む。)は、鳥取県農林水産部造林課において交付する。

郵便により請求する場合は、70円切手をはつたあて先明記の返信用封筒を同封すること。

7 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 2,600円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。

(3) 既納の手数料は還付しない。

8 合格者の公表

試験合格者の氏名は、試験実施後1箇月以内に公表するとともに、合格者には合格した旨を通知する。

9 その他

(1) 試験に関し不正行為があつた場合には、当該不正行為に関係のある者について、その試験を停止し、又はその合格を無効とする。

(2) 試験に関する詳細については、鳥取県農林水産部造林課(電話0857-26-7307)又は最寄りの地方農林振興局林業課に照会すること。